

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	シュローダー日本ファンド(確定拠出年金向け)
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式
4. 商品属性	
当初設定日	2001年 11月 22日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	わが国の株式を実質的な主要対象とします。
運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 主としてシュローダー日本マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行います。 ● 中長期的な観点で、企業の成長性と株価の割安性を考慮して銘柄を選択して投資を行います。 ● シュローダー・グループの日本株アナリストによる綿密な個別企業調査に基づくボトムアップ・アプローチにより、アクティブ運用を行います。 ● 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合には制限は設けません。(同一銘柄の場合は10%以下とします。) ● 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。(同一銘柄の場合は5%以下とします。) ● 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。 ● デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 など
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)
決算日	毎年8月24日(ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時(原則、8月24日)に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
償還条項	ファンドの受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上 1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> ● 純資産総額500億円以下の部分・・・純資産総額に対して年1.463%(税抜年1.33%) (内訳:委託会社0.77%(税抜0.70%)、販売会社0.605%(税抜0.55%)、受託会社0.088%(税抜0.08%)) ● 純資産総額500億円超1,000億円以下の部分・・・純資産総額に対して年1.408%(税抜年1.28%) (内訳:委託会社0.715%(税抜0.65%)、販売会社0.605%(税抜0.55%)、受託会社0.088%(税抜0.08%)) ● 純資産総額1,000億円超の部分・・・純資産総額に対して年1.353%(税抜年1.23%) (内訳:委託会社0.66%(税抜0.60%)、販売会社0.605%(税抜0.55%)、受託会社0.088%(税抜0.08%))
信託財産留保額	売却約定日の基準価額に0.30%を乗じた額

(運営管理機関) リそな銀行

項目	内容
7. 費用 その他費用	この商品には次の費用がかかります。 <ul style="list-style-type: none"> ● 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用およびこれらにかかる消費税等相当額 ● 借入金の利息 ● 信託財産に関する租税 ● 受託会社が立替えた立替金の利息 ● その他信託事務の処理等に要する諸費用
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得および換金の申込みを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱できない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等・リスク 価格変動リスク、 信用リスク 流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> ● ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。主なリスク要因は以下の通りです。 <p>株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。</p> <p>証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。</p>
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	$\text{解約価額} (= \text{基準価額} - \text{信託財産留保額}) \times \text{保有口数}$ <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p>
14. その他ご留意 いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ● ファンドの分配金は、原則として、所定の分配方法に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないこともあります。 ● ファンドはTOPIX(東証株価指数)をベンチマークとしますが、ベンチマークはわが国株式市場の構造変化によっては今後見直す場合があります。また、ファンドの成果は、ベンチマークを上回る場合または下回る場合があります。ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
15. 委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 (信託財産の運用指図等を行います。)
16. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (ファンドの信託財産の保管、管理業務を行います。)

(運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。